

# 東北公益文科大学

## 総合研究論集

第27号

共著紹介

日本ニュージールランド学会・東北公益文科大学ニュージールランド研究所 編著

『「小さな大国」ニュージールランドの教えるもの』

論創社 二〇一二年七月二十五日刊 四六版 三六六頁 二五〇〇円＋税

澤 邊 みさ子

二〇一五年一月二十三日発行

共著紹介

日本ニュージーランド学会・東北公益文科大学ニュージーランド研究所 編著

『小さな大国』ニュージーランドの教えるもの』

論創社 二〇一二年七月二五日刊 四六版 三六六頁 二五〇〇円＋税

澤 邊 みさ子

多くの日本人はニュージーランドという国にどのような印象をもっているのだろうか。日本ではニュージーランドについての報道は他国と比べても決して多いとはいえない。筆者が初めてニュージーランドについて聞いた話は、「人口の二〇倍の羊がいるらしい」ということである。そんなことは無いだろうとは思ったが、それでもこのようなことが言われるニュージーランドとはきつとのどかな国なのだろうという印象を受けた。ちなみに、初めてニュージーランドを訪れた際、飛行機の窓からまず目にしたのは一面の緑と羊の群れであった。その時にはニュージーランドについても少し正確な情報を得ていたが、それでも「もしや羊が二〇倍？」と思ったことを今でも覚えている。

ニュージーランドが日本で大きく注目されたのは二〇〇〇年代初頭、ちょうど「小泉改革」のなかで、「郵便局の民営化」がうたわれ、それを実行している国があるということでニュージーランドは俄然注目されるようになった。「羊の国」であったはずの国が、大胆な行政改革を実行していることに驚いた人も少なくなかったと推測される。

日本ニュージーランド学会と東北公益文科大学ニュージーランド研究所の共同編著による『小さな大国』ニュー

「ジーンランドの教えるもの」はそのタイトルのとおり、「今こそニュージーンランド」(本書一三ページ)に学ぶべきことについて書かれたものである。扱われている分野は、政治・行政・経済、社会・教育・マイノリティ政策、犯罪と福祉的処遇、文化・芸術・スポーツと、多岐にわたっている。それぞれの分野で一九世紀半ば以来のニュージーンランドの政策、制度、社会事象を考察の対象としている。日本(だけでなく世界)がニュージーンランドにいかにも多くのことを学んできたかについては、東北公益文科大学の初代学長で、ニュージーンランド研究所の初代所長でもある小松隆二が担当した第一章「ニュージーンランドが日本、そして世界を先導してきたもの―日本はニュージーンランドに何を学ぶか―」にまとめられている。ニュージーンランドは世界で最初に実施された政策・施策が少なくない。女性参政権の確立、義務教育の無償性、最低賃金制、家族(児童)手当などがその一例である。これらのことをよく知っている人もいるかもしれないが、日本人の多くは、「それもニュージーンランドが初めてなのか」と驚くのではないだろうか。

本章の内容は多岐にわたるため全てを紹介することはできないが、東北公益文科大学ニュージーンランド研究所の所員でもある本学教員の担当した部分について簡単に紹介したい。

第二章一「選挙制度の公正性―「制度の決定方法」と「一票の格差」の問題から―」(和田明子)は、選挙制度の公正性という観点から、「制度の決定方法」と「一票の格差」について論じたものである。「選挙は、有権者が政治に参加するもつとも基本的な手段」であり、「どのような制度を採用するにしても、それは公正といえるものでなければならぬ」。公正な選挙制度とはどのような制度であろうか。ニュージーンランドでは選挙制度を変更する場合には国民投票で決定することが慣例となっているが、議員定数の七五%以上の賛成による議決、という方法も選挙法によって可能となっている。国民投票によることが定着したのは、一九九二年〜三年の選挙制度の変更プロセスにおいてであった。間接民主主義制だからこそ、国民を代表する政治家を選ぶルールである選挙制度については有権者自身の投票で決定する、というのがニュージーンランドの考え方である。

有権者が投じる一票の格差も、公正な選挙制度を妨げるものである。ニュージーランドでは、透明性のある区割りが行われる結果、一票の格差は一・一二倍である。ニュージーランドでは人口減少地域の議員の数を減らさないように配慮しながら、「一票の格差」を生じさせない体制が整えられている。それは国政選挙でも地方選挙でも同様である。日本では「一票の格差」の問題については、裁判でも違憲あるいは違憲状態との判決が続いているが、格差の是正はなかなか進まない。ニュージーランドの選挙制度に是正のヒントがあるかもしれない。しかし、日本がニュージーランドから学べるより重要なことは、選挙制度に関することは、透明性を確保しながら、有権者自身が決定することが公平性への第一歩であるということである。

第三章一「一九三八年社会保障法の日本への紹介と評価―世界で最初の体系的な社会保障法の日本への影響―」（武田真理子）では、実質的な意味で、世界で最初の包括的な社会保障制度を誕生させたニュージーランドの一九三八年社会保障法の内容の紹介と、日本におけるその受容過程を述べながら、日本の社会保障制度の課題へどのような示唆が得られるかについて論じられている。

ニュージーランドの社会保障制度は日本でもたびたび紹介されてきた。世界の歴史の中でも重要な位置を占めるものであるが、その内容が日本の制度とは大きく異なるため、日本では社会保障の研究者や実務者の間でもあまり注目されず、日本の制度への実質的な影響もほとんどなかった。しかし、完全税方式による国民一律の社会保障制度を維持し続けてきたニュージーランドから現在の日本が学べることは多い。一九八〇年代後半にそのラジカルさで注目された行政改革が、国民生活にも大きな影響を及ぼしたにも関わらず、国民がその痛みに耐えることができ、また政府がリーダーシップを発揮できたのは、実質的なセーフティネットとして機能した社会保障制度があったからこそである。

ニュージーランドは、一九三八年社会保障の理念である社会連帯の考え方は今日まで維持されており、その上で、時代のニーズに合った制度の改編が行われている。福祉ニーズのある生活者の視点に立って、自立支援に必要なサービス

をうまく結びつけて提供していくためのシステムの（再）構築が求められている日本にとって、ニュージーランドから教えられることは多い。

第三章二「障害当事者とのパートナーシップによる障害者施策の推進」（澤邊みさ子）では、障害当事者やその関係者の参画を重視しながら進められるニュージーランドの障害者政策が紹介されている。

ニュージーランド政府は障害者に対する責任をきちんと果たすことが重要であると認識している。ニュージーランドでは、障害問題大臣や障害問題担当局といった、障害問題を専門的に扱う部署が国政に設置されている。政策策定から実施、モニタリングの各段階で障害者の声が十分反映されるような仕組みが用意されている。また、障害者が政策についての情報を入手できるように、障害問題担当局のホームページには、通常の文書では理解しづらい人（知的障害者、高齢者、英語を第二言語とする人々など）たちのために、「わかりやすい版」（easy-read version）や、音声版や点字版、そして手話で説明しているビデオなどが用意されている。このような政府の姿勢は、障害当事者やその関係者の政府に対する信頼感を高めることにつながり、障害政策の策定・実施にも良い影響を及ぼしている。

日本でも障害者施策について当事者である障害者やその関係者が政策決定のプロセスに参画する仕組みが少しずつつられてきている。しかし、その動きはまだ充分とはいえない。ニュージーランドの政府と障害セクターとの信頼関係に基づいたパートナーシップのあり方を参考にし、わが国でも障害当事者やその関係者と協働の制度改革を進めることが期待される。

第四章三「ファミリーグループ・カンファレンスの研究動向と日本での実践課題」（竹原幸太）では、被害者・加害者・コミュニティの三者の対話による紛争解決の方法である、ファミリーグループ・カンファレンスについて述べられている。これは、マオリの伝統的慣習である拡大家族等を含む集団による対話で加害者を再統合していくというものであり、少年司法の領域だけでなく、虐待問題などを扱う児童養護の分野でも活用されている。

日本でもこのファミリীগ룹・カンファレンスは少しずつ取り入れられているが、根柢となる法律が存在しないため、少年司法領域では非公式な任意プログラムファミリীগ룹・カンファレンスが部分的に実践され、児童養護領域では児童相談所の虐待ケースにおいて、家族参画をうながしながら親子再統合を図る実践が展開されている。

国の歴史も文化も人口規模も大きく異なるニュージーランドにいかにより優れた事例があつても、それをそのまま日本にもつてくるということはできない。それは本書のほとんどの著者が言及しているところである。だが、それでもニュージーランドのさまざまな分野について丹念に研究するのは、現在の日本が直面している諸課題の解決を考える上で、ニュージーランドの対応に多く学ぶべきものがあるからである。